

(5) 振動に係る規制

1) 特定工場等において発生する振動に係る規制基準

佐賀県では振動規制法(昭和51年法律第64号)第4条第1項の規定に基づき、振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準(平成4年佐賀県告示第402号)が表2.2.7-17に示すとおり定められている。

社会的状況の調査範囲における区域の指定状況は図2.2.7-5に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺の区域は第1種区域に指定されている。

表2.2.7-17 特定工場等において発生する振動の規制基準

単位: dB

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
第1種区域	65	55
第2種区域	70	65

注)1.時間の区分は以下のとおりとする。

昼間:午前8時から午後7時

夜間:午後7時から翌日の午前8時

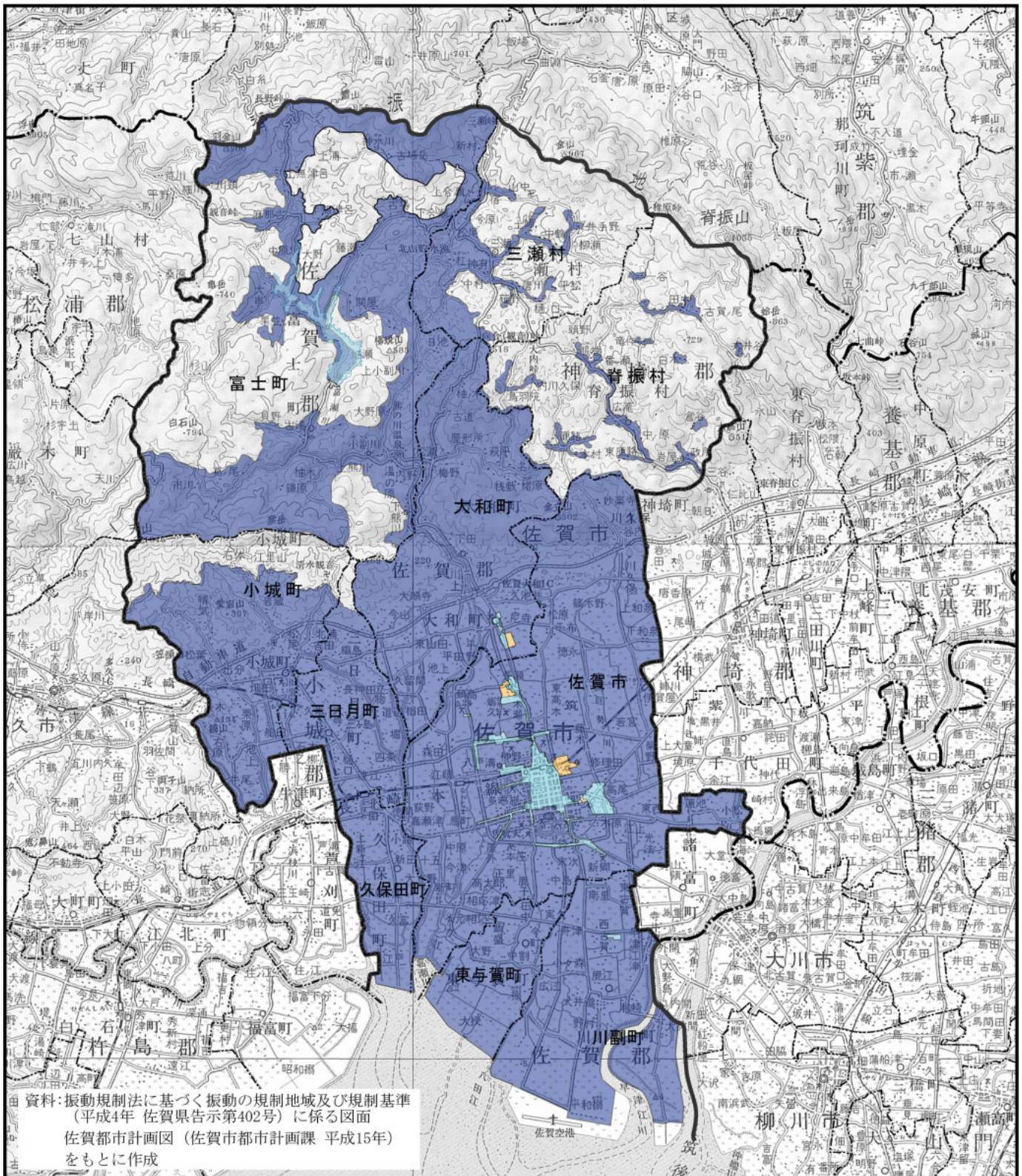
2.第1種、第2種区域とは、次に掲げる区域をいう。

区 分	区 域
第1種区域	振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準(平成4年佐賀県告示第402号)により第1種区域に指定された区域。 佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、諸富町、川副町、大和町、富士町、三田川町、東脊振村、脊振村、三瀬村、基山町、中原町、上峰町、小城町、三日月町、牛津町、浜玉町、七山村、巖木町、相知町、北波多村、玄海町、鳴子町、有田町、西有田町、山内町、北方町、大町町、太良町、塩田町及び嬉野町の区域のうち、別添の図面において緑で着色して示す区域並びに東与賀町、久保田町、神埼町、千代田町、北茂安町、三根町、芦刈町、肥前町、鎮西町、江北町、白石町、福富町及び有明町の全域
第2種区域	振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準(平成4年佐賀県告示第402号)により第2種区域に指定された区域。 佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、諸富町、川副町、大和町、三田川町、東脊振村、基山町、上峰町、牛津町、浜玉町、有田町、西有田町、山内町、北方町、大町町及び嬉野町の区域のうち、別添の図面において赤又は青で着色して示す区域

なお、第1種及び第2種区域は以下に示す内容である。

第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域 住居の用に合わせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域



凡例

- : ダム堤体
- : 貯水予定区域
- : 社会的状況の調査範囲
- : 県界
- : 市町村界

	特定工場等において発生する振動の規制基準	特定建設作業に係る振動の規制基準	道路交通振動の要請限度
	第1種区域	第1号区域	第1種区域
	第2種区域	第2号区域(*)	第2種区域

注)* 表2.2.7-18の注)5参照。



1:200,000

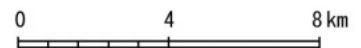


図2.2.7-5
 振動規制法に基づく
 区域の指定状況

2) 特定建設作業に係る振動の規制基準

振動規制法第 15 条 1 項の規定に基づく特定建設作業の規制に関する基準(振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)第 11 条)を表 2.2.7-18 に示す。

社会的状況の調査範囲における区域の指定状況は図 2.2.7-5 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺の区域は第 1 号区域に指定されている。

表 2.2.7-18 特定建設作業の規制に関する基準

規制種別	区域	基準
基準値	第1号区域	75dB を超える大きさのものでないこと。
	第2号区域	
作業時刻	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと。
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと。
1日当たりの作業時間	第1号区域	1日10時間を超えないこと。
	第2号区域	1日14時間を超えないこと。
作業の期間	第1号区域	連続して6日を超えないこと。
	第2号区域	
作業日	第1号区域	日曜日その他の休日でないこと。
	第2号区域	

注)1. 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。

- ・ くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
- ・ 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- ・ 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
- ・ ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)

2. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値。
3. 基準値を超える大きさの振動を発生する場合に勧告又は命令を行うに当たり、1 日における作業時間を「1 日当たりの作業時間」欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることができる。
4. 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。
5. 区域の区分は次のとおり指定されている。

- ・ 第 1 号区域は以下に該当する区域をいう。

該 当 地 域
振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準(平成4年佐賀県告示第402号)により指定された地域(以下「指定告示」という。)のうち、第1種区域に該当する区域
指示告示により第2種区域として定められた区域のうち、指示告示に係る図面において赤で着色して示す地域
指示告示により第2種区域として定められた区域のうち、指示告示に係る図面において青で着色して示す地域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の敷地境界線から80m 以内の区域内

- ・ 第 2 号区域は指定地域のうち、前記に掲げる区域以外の区域である。

なお、第 1 種区域及び第 2 種区域は表 2.2.7-17 に示す内容と同じである。

3) 道路交通振動の要請限度

振動規制法第 16 条第 1 項の規定に基づく道路交通振動の要請限度(振動規制法施行規則第 12 条)を表 2.2.7-19 に示す。

社会的状況の調査範囲における区域の指定状況は図 2.2.7-5 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺は第 1 種区域に指定されている。

表 2.2.7-19 道路交通振動の要請限度

単位: dB

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	70	65

注)1.時間の区分は以下のとおりである。

昼間:午前 8 時から午後 7 時 夜間:午後 7 時から翌日の午前 8 時

2.第 1 種区域及び第 2 種区域とは、次に掲げる区域をいう。

区 分	区 域
第 1 種区域	振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準(平成 4 年佐賀県告示第 402 号。以下「指定告示」という。)により第 1 種区域として定められた区域
第 2 種区域	指定告示により第 2 種区域として定められた区域

なお、第 1 種区域及び第 2 種区域は表 2.2.7-17 に示す内容と同じである。

(6) 水質汚濁に係る規制

1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく排水基準を定める総理府令(昭和46年総理府令第35号)を表2.2.7-20に示す。

表2.2.7-20(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質による汚染)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム0.1mg/L
シアン化合物	シアン1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム0.5 mg/L
砒素及びその化合物	砒素0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	水銀0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.3 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	セレン0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素10mg/L 海域に排出されるもの ほう素230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素8mg/L 海域に排出されるもの ふっ素15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
備考	<p>1. 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境庁長官が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第二条第一項に規定するものをいう。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p>

表 2.2.7-20(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(その他の汚染)

有害物質の種類	許 容 限 度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	160 mg/L(日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量	160 mg/L(日間平均120mg/L)
浮遊物質	200 mg/L(日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	5 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L(日間平均60mg/L)
燐含有量	16 mg/L(日間平均8mg/L)
備 考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境庁長官が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/L を超えるものを含む。)として環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境庁長官が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。</p>

2) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和48年佐賀県条例第12号)により上乗せ排水基準が定められている。六角川水域及び福所江水域以外の水域の上乗せ排水基準を表2.2.7-21に示す。

表2.2.7-21 六角川水域、福所江水域以外の水域に係る上乗せ排水基準(1/2)

単位:mg/L ()内は日間平均値

区分	工場又は事業場の種類		項目及び許容限度		摘要の日	
			BOD・COD	SS		
昭和52年9月30日において既に特定施設が設置されている工場又は事業場(昭和52年9月30日において特定施設の設置の着工がされている工場又は事業場を含む)	下水道整備地域に所在する工場又は事業場		30 (20)	100 (70)	昭和53年10月1日から	
	下水道整備地域以外の地域に所在する工場又は事業場	排水の量が50m ³ 以上のもの	下水道終末処理施設を設置するもの	30 (20)		100 (70)
			食料品製造業に係るもの	排水の量が500m ³ 以上のもの		80 (60)
		排水の量が500m ³ 未満のもの		120 (90)		150 (120)
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの		130 (100)		130 (100)
		旅館業に係るもの		130 (100)		150 (120)
		し尿処理施設を設置するもの	処理対象人員が2,001人以上のし尿浄化槽を設置するもの	50 (30)		100 (70)
			処理対象人員が2,000人以下のし尿浄化槽を設置するもの	80 (60)		120 (90)
			その他のし尿処理施設を設置するもの	50 (30)		100 (70)
	その他のもの	排水の量が500m ³ 以上のもの	60 (40)	70 (50)		
		排水の量が500m ³ 未満のもの	90 (70)	100 (70)		
排水の量が50m ³ 未満のもの	飲料製造業又は製あん業に係るもの	390 (300)	200 (150)	昭和54年4月1日から		
	その他のもの	160 (120)	200 (150)			
昭和52年10月1日以後において特定施設が新たに設置された工場又は事業場	下水道整備地域に所在する工場又は事業場		30 (20)	100 (70)	昭和52年10月1日から	
	下水道整備地域以外の地域に所在する工場又は事業場	畜産農業又は製あん業に係るもの		130 (100)		150 (120)
		下水道終末処理施設を設置するもの		30 (20)		100 (70)
		し尿処理施設を設置するもの		50 (30)		100 (50)
		その他のもの	排水の量が2,000m ³ 以上のもの			30 (20)
	排水の量が2,000m ³ 未満500m ³ 以上のもの		50 (30)	70 (50)		
排水の量が500m ³ 未満のもの			80 (60)	100 (70)		

表 2.2.7-21 六角川水域、福所江水域以外の水域に係る上乘せ排水基準(2/2)

備考

1. この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める総理府令(昭和 46 年総理府令第 35 号)第 2 条の規定に基づき環境庁長官が定める方法により検定した場における検出値によるものとする。
2. 「排出水の量」とは、工場又は事業場から排出される 1 日当たりの平均的な排出水の量をいう。
3. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
4. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 20 m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。ただし、窯業原料精製業については、浮遊物質に係る排水基準に限り、1 日当たりの平均的な排出水の量が 10 m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水についても適用する。
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
6. 「下水道整備地域」とは、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 8 号に規定する処理区域をいう。
7. 「食料品製造業に係るもの」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号)別表第 1 第 2 号から第 18 号までに掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。
8. この表に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、この表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
9. この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排水水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、この表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、前項の規定を準用する。
10. この表に掲げる排水基準は、1 の施設が特定施設となった際現にその施設が設置されている工場又は事業場については、当該工場又は事業場は昭和 52 年 9 月 30 日において、既に当該特定施設が設置されている工場又は事業場とみなして適用する。
11. この表に掲げる排水基準は、1 の施設が特定施設となった際現にその施設が設置されている工場又は事業場が既に特定事業場であるものについては、前項の規定にかかわらず、既に当該特定事業場に適用されている排水基準を適用する。

3) 佐賀県環境の保全と創造に関する条例に基づく規制基準

佐賀県環境の保全と創造に関する条例(平成 14 年佐賀県条例第 48 号)に基づく汚水等に係る特定施設並びに排水及び地下浸透水に係る規制基準は、表 2.2.7-22 に示すとおりである。

表 2.2.7-22(1) 汚水等に係る特定施設

特定施設
<ul style="list-style-type: none">・ 木材薬品処理業、合板製造業及びパーティクルボード製造業以外の木材又は木製品の製造業(家具製造業を除く。)の用に供する木材はり合わせ施設・ 紙加工品製造業の用に供する紙はり合わせ施設・ 出版業及び印刷業の用に供する印刷版洗浄施設・ 出版業及び印刷業の用に供する印刷版研磨施設・ 出版業及び印刷業の用に供するめっき施設・ バッテリー解体業の用に供する廃液処理施設・ 自動車整備業の用に供する車両洗浄施設(自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 77 条に規定するものをいう。)の用に供する洗車施設で屋内作業場の総面積が 800m²以上の事業場に係るもの及び自動式車両洗浄施設を除く。)・ 自動車整備業の用に供するシアンを使用する板金施設

表 2.2.7-22(2) 有害物質に係る規制基準

有害物質	排水に係る 規制基準	地下浸透水に 係る規制基準
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L	0.001mg/L 未満
シアン化合物	1 mg/L	0.1mg/L 未満
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	1 mg/L	0.1mg/L 未満
鉛及びその化合物	1 mg/L	0.005mg/L 未満
六価クロム化合物	0.5 mg/L	0.04mg/L 未満
ひ素及びその化合物	0.5 mg/L	0.005mg/L 未満
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L	0.0005mg/L 未満
アルキル水銀化合物	検出されないこと	0.0005mg/L 未満
PCB	0.003 mg/L	0.0005mg/L 未満
トリクロロエチレン	0.3 mg/L	0.002mg/L 未満
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	0.0005mg/L 未満
ジクロロメタン	0.2 mg/L	0.002mg/L 未満
四塩化炭素	0.02 mg/L	0.0002mg/L 未満
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	0.0004mg/L 未満
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L	0.002mg/L 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	0.004mg/L 未満
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	0.0005mg/L 未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	0.0006mg/L 未満
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	0.0002mg/L 未満
チウラム	0.06 mg/L	0.0006mg/L 未満
シマジン	0.03 mg/L	0.0003mg/L 未満
チオベンカルブ	0.2 mg/L	0.002mg/L 未満
ベンゼン	0.1 mg/L	0.001mg/L 未満
セレン及びその化合物	0.1 mg/L	0.002mg/L 未満
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域 10mg/L 海域に排出されるもの 23mg/L	0.2mg/L 未満
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域 8mg/L 海域に排出されるもの 15mg/L	0.2mg/L 未満
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L	アンモニア又はアンモニウム化合物 0.7mg/L 未満 亜硝酸性化合物 0.2mg/L 未満 硝酸化合物 0.2mg/L 未満
備考	<p>1.この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。</p> <p>2.この表に掲げる地下浸透水に係る規制基準は、水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第6条の2の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。</p> <p>3.「検定されないこと。」とは、第1項に規定する方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p>	

表 2.2.7-22(3) 生活環境項目に係る規制基準

単位:mg/L

項 目		規 制 基 準		
生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 (BOD、COD)	下水道整備地域に所在する特定施設等		30(日間平均 20)	
	下水道整備地域以外の地域に所在する特定施設等	昭和 52 年 9 月 30 日において、既に設置されている特定施設等(昭和 52 年 9 月 30 日において、特定施設等の着工がされているものを含む。)	排出水の量が 500 m ³ 以上のもの	60(日間平均 40)
			排出水の量が 500 m ³ 未満 50 m ³ 以上のもの	90(日間平均 70)
			排出水の量が 50 m ³ 未満のもの	160(日間平均 120)
	昭和 52 年 10 月 1 日以後において、新たに設置された特定施設等		排出水の量が 2,000 m ³ 以上のもの	30(日間平均 20)
			排出水の量が 2,000 m ³ 未満 500 m ³ 以上のもの	50(日間平均 30)
			排出水の量が 500 m ³ 未満のもの	80(日間平均 60)
浮遊物質 (SS)	下水道整備地域に所在する特定施設等		100(日間平均 70)	
	下水道整備地域以外の地域に所在する特定施設等	昭和 52 年 9 月 30 日において、既に設置されている特定施設等(昭和 52 年 9 月 30 日において特定施設等の着工がされているものを含む。)	排出水の量が 500 m ³ 以上のもの	70(日間平均 50)
			排出水の量が 500 m ³ 未満 50 m ³ 以上のもの	100(日間平均 70)
			排出水の量が 50 m ³ 未満のもの	200(日間平均 150)
	昭和 52 年 10 月 1 日以後において新たに設置された特定施設等		排出水の量が 2,000 m ³ 以上のもの	70(日間平均 50)
			排出水の量が 2,000 m ³ 未満 500 m ³ 以上のもの	70(日間平均 50)
			排出水の量が 500 m ³ 未満のもの	100(日間平均 70)
ノルマルヘキサン抽出物含有量(鉱油類含有量)		最大 5mg/L		
ノルマルヘキサン抽出物含有量(動植物油脂類含有量)		最大 30mg/L		
フェノール類含有量		最大 5mg/L		
銅含有量		最大 3mg/L		
亜鉛含有量		最大 5mg/L		
溶解性鉄含有量		最大 10mg/L		
溶解性マンガン含有量		最大 10mg/L		
クロム含有量		最大 2mg/L		
大腸菌群数		日間平均 3,000 個/cm ³		
窒素含有量		120(日間平均 60)		
燐含有量		16(日間平均 8)		
備考				
1. 汚水又は廃液に係る有害物質に係る規制基準の表の備考 1 の規定は、この表の規制規則に準用する。				
2. 「排出水の量」とは、特定施設から排出される 1 日当たりの平均的な排出水の量をいう。				
3. 「日間平均」による規制基準は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。				
4. この表に掲げる規制基準のうち、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量及び浮遊物質の項目については、1 日当たりの平均的な排出水の量が 20m ³ 以上である特定施設等に係る排出水について適用し、その他の項目については、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上である特定施設等に係る排出水について適用する。				
5. 「下水道整備地域」とは、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 8 号に規定する処理区域をいう。				
6. 生物化学的酸素要求量についての規制基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての規制基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。				
7. 窒素含有量についての規制基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。				
8. 燐含有量についての規制基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。				

(7) ダイオキシン類に係る規制

1) ダイオキシン類に係る大気排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法においては、同法施行令(平成 11 年政令第 433 号)により、大気排出基準が適用される特定施設(大気基準適用施設)が定められており、当該特定施設及び規模ごとに同法施行規則(平成 11 年総理府令第 67 号)で大気排出基準が定められている。大気排出基準は、特定施設の種類及び規模に応じ、許容限度が $0.1\text{ng-TEQ/m}^3\text{N} \sim 5\text{ng-TEQ/m}^3\text{N}$ とされている。なお、既存施設に係る大気排出基準は、平成 14 年 12 月 1 日から当分の間は $1\text{ng-TEQ/m}^3\text{N} \sim 10\text{ng-TEQ/m}^3\text{N}$ とされている。

2) ダイオキシン類に係る水質排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法においては、同法施行令により水質排出基準に係る特定施設(水質基準対象施設)が定められており、同法施行規則で水質排出基準が定められている。水質排出基準は、許容限度が 10pg-TEQ/L とされている。なお、既存施設のうち同法施行規則附則で定められている施設に係る水質排出基準は、平成 15 年 1 月 15 日から許容限度が 10pg-TEQ/L とされている。

(8) 土壌の汚染に係る規制

社会的状況の調査範囲には、土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)に基づき土壌の特定有害物質による汚染区域に指定されている区域はない。

(9) 環境基本法に基づく公害防止計画の内容

社会的状況の調査範囲には、環境基本法に基づき内閣総理大臣に公害防止計画の策定を指示される特定地域の指定はない。

(10) 条例等に基づく環境保全計画等の内容

1) 佐賀県環境基本条例(平成9年佐賀県条例第16号)

佐賀県環境基本条例(以下「環境基本条例」という。)は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康的で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的として制定されている。

環境基本条例第6条においては、事業者の責務として「1.事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。2.環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。3.環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物による環境の負荷の低減に資するように努め、再生資源や原材料、役務等を利用するように努めなければならない。4.環境の負荷の低減その他環境の保全に自ら努め、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。」とされている。

また、第9条においては、施策等の策定に係る以下の5つの指針を掲げている。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1.人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌、その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。2.生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。3.人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。4.良好な景観、歴史的文化的遺産等が保全されること。5.資源及びエネルギーの消費が抑制され、廃棄物の発生が抑制され、並びに再生資源の利用が促進されること。 |
|--|

a) 佐賀県環境基本計画

佐賀県環境基本計画は、環境基本条例第 11 条に基づき、平成 12 年に策定されている。

同計画は、県内の各地域における環境の自然的社会的特性を明示し、その適正な保全及び利用に資することを目的としたものであり、環境行政の展開として、以下の基本目標と基本指針を掲げている。

1. 基本目標

「豊かで潤いのあるふるさと佐賀の実現」

2. 基本指針

(1) 循環「環境への負荷の少ない循環を基調とする社会づくり」

生活に欠かすことのできない大気・水・土壌の環境を守り、自然のもつ再生・浄化能力を高めます。また、生産・流通・消費・廃棄という社会経済活動の各段階において、物質循環をできる限り確保する経済社会システムづくりを進め、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を目指し、さらには、地球環境の保全にも寄与していきます。

(2) 共生「人と自然が共生するうまいのある社会づくり」

人間も生態系の一員であり、多様な生態系の安定が生活基盤を守るためにも重要です。恵み豊かな佐賀の自然を、次の世代へと適切に引き継いでいけるように自然と人との豊かなふれあいや、ゆとりある生活空間を確保するなど、人と自然が共生する社会の構築を目指します。

(3) 参加「すべての人が環境保全に取り組む社会づくり」

環境への負荷の少ない「持続的発展が可能な社会」づくりを進めていくためには、県民・事業者・行政などすべての主体が環境に配慮した行動をとることが必要です。このため、環境に配慮した日常生活・事業活動の実践など、各主体が、それぞれの役割分担のもとに連携・協力しながら、自主的・主体的に環境の保全と創造のために行動する社会の実現を目指します。

なお、地域の動向と環境配慮指針のなかで、社会的状況の調査範囲は中部地域(佐賀市、多久市、佐賀郡、神埼郡及び小城郡)に該当し、中部地域における配慮指針は以下のとおりである。

循環「環境への負荷の少ない循環を基調とする社会づくり

佐賀市内の道路沿道では、自動車排出ガス対策として、自動車交通流の円滑化、公共交通機関への転換、道路緑化を推進する。

空港周辺地域における航空騒音の監視調査など騒音対策を継続して実施する。

佐賀市やその周辺の市街地を流れる河川などの流域においては、生活排水や事業場排水の汚濁負荷の削減などによる水質改善を進めていく。

地盤沈下が観測されている有明海沿岸の市町では、地下水の採取規制・指導、節水・水利用の合理化などを推進する。

事業場の集積などから1人当たりのごみの排出量が多い地域であり、県民、事業者、行政それぞれの立場からごみの減量化・再資源化への取組を推進する。

共生「人と自然とが共生するうおいのある社会づくり」

脊振山の山頂付近に分布するブナ・アカガシ林等の自然林やそこに生息する貴重な昆虫類の保護・保全を図る。

佐賀平野の河川、クリーク等においては、汚濁負荷の低減、ごみの流入等の防止を図るとともに、環境に配慮した河川改修・河川環境整備事業や農業・農村整備事業などを推進し、生物の育成・生息環境の整備・保全及び親水空間の形成を図る。

有明海においては、水環境の保全、干潟などの浄化機能や多様な海域生物が生息する良好な環境の確保・維持を図る。

農地については、その水源涵養機能や生物多様性の維持機能などの環境保全機能に十分配慮した農業の振興や農業基盤の整備を推進する。

都市部を中心に公園・緑地の整備とともに、身近な緑の保全を推進する。

地域への愛着や理解が深められるように、佐賀平野の農村風景など優れた自然景観や長崎街道の古い町並み等の保全とともに、遺跡、名勝地など歴史的・文化的遺産の保全と活用を図る。

なお、環境基本条例第13条においては、環境影響評価の推進を行うため、県が
必要な措置を講じることが掲げられている。

2) 佐賀市環境基本条例(平成10年佐賀市条例第3号)

佐賀市環境基本条例は、環境の保全と創造についての共通の基本理念を明示し、市、業者、市民のそれぞれの役割、環境施策の基本的な事項を定めた環境行政の基本となる条例として制定されている。

佐賀市環境基本条例第3条には、以下の4項目の基本理念が掲げられている。

1. 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保し、これを未来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
2. 環境の保全等は、環境への負荷負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的とし、市、事業者及び市民のそれぞれの役割分担のもとに、自主的かつ積極的に行わなければならない。
3. 環境の保全等は、生態系及び市域の自然的条件に配慮し、自然と共生する都市の実現を目的として行わなければならない。
4. 地球環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であること認識し、その事業活動及び日常活動において、積極的に推進されなければならない。

a) 佐賀市環境基本計画

佐賀市環境基本計画は、佐賀市環境基本条例第9条に基づいて、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため制定されたものである

佐賀市環境基本条例第3条に掲げられた4つの基本理念を実現することを目的とし、「望ましい環境像」、「基本目標」、「計画の基本的な考え方」、「施策の展開」及び「環境行動指針」について以下のとおり示している。

望ましい環境像 - 「本当の豊かさ」を目指して
トンボの飛び交う本当の豊かさ

基本目標 - 参加・循環・共生 -

参加: 主体的に参加する社会を目指す

循環: 環境への負担ができる限り少ない社会を目指す

共生: 人と自然が共存していく社会を目指す

計画の基本的な考え方

正しく環境問題を捉える: ライフ・サイクル・アプローチ

生産から廃棄にいたるまで、すべての過程において「本当に環境に優しいのか」ということを1つ1つ検証していくライフ・サイクル・アプローチの考えをもとに、環境をある一面でなく幅広く捉えながら、総合的に考えて行動するために、科学的な根拠に基づいた環境教育や施策を実施することが必要です。

物質的な豊かさから本当の豊かさへ: 21世紀は本当の豊かさを。

私達が、きれいな水、きれいな空気、緑豊かな環境など持続可能な社会を構築していくことで選ばれる「豊かさ」を手に入れるためには、今までとは逆に、これまでの価値観における消費や利便性によってもたらされる「豊かさ」を犠牲にしていく意識の転換が必要です。

Think globally Act Locally(地球規模で考え、足元から行動する): あらゆる場面での環境配慮

私達の生活は、身近な環境だけでなく、地球環境にも影響をあたえています。市民・事業者・市の各主体は、今日の環境問題の被害者であり、そして加害者もあるということ認識し、自分達の問題として、あらゆる場面で環境配慮に積極的に取り組んでいかなければなりません。

施策の展開

- 1.生活環境の向上
生活環境の保全、地域環境美化の推進、生活排水対策
- 2.循環型社会の構築
排出抑制、再使用、リサイクル、熱回収、適切な処理、総合的なごみ行政の推進
- 3.水と緑のネットワークの形成
水の浄化、水と緑に囲まれた佐賀の復元(二次的自然の保全)
- 4.地球温暖化の防止
地球温暖化防止対策、交通対策、省エネルギー対策、事業所対策、市の率先行動の推進
- 5.化学物質などへの対応
化学物質に起因した問題への対応
- 6.環境教育の推進
環境に対する市民意識の高揚、正しい認識に基づいた環境学習の体系的な推進、正しい認識に基づいた市民活動の推進

数 値 目 標

目 標	2005 年度	2010 年度
ふるさと美化活動実施団体数	200 団体	500 団体
特定美化活動地区	3 地区	5 地区
ごみ排出量(1日1人当たり)	1,150g	1,100g
リサイクル率	20%	25%
公共下水道の整備率(全体 3,031ha)	68.8%	100%
公共用水域の水質(BOD)	3.40mg/L	3.00mg/L
1人当たりの公園面積	7.0m ²	7.5m ²
河川浄化運動の年間参加者数	61,000 人	64,000 人
レッドデータブック記載種	1 種たりとも絶滅させない	
ISO14001 認証取得事業所数	30 事業所	100 事業所

環境行動指針

- 1.環境行動指針
佐賀市の望ましい環境像の実現に向けた環境の保全及び創造を進める上で、市民・事業者の各主体が主に日常的な生活・行動・活動を行う際に配慮すべき事項を示したものの。
- 2.市民の環境行動指針
 - 1)環境学習や地域の清掃活動などに参加し行動する。
 - 2)環境への負担の少ない日常生活をおくる。
- 3.事業所の環境行動指針
 - 1)環境負荷の軽減
 - 2)環境保全活動への参加

3)佐賀市の河川をきれいにする条例

佐賀市の河川をきれいにする条例(平成9年佐賀市条例第20号)は、佐賀市の美しく豊かな河川を保全するため、水質汚濁防止法に則り、市、市民及び事業者が一体となって河川の浄化並びに環境の保全及び美化を図ることを目的として制定されている。

同条例第5条においては、「事業者は、河川の浄化のため事業用排水の適正な処理に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。」とされている。

4)佐賀市都市景観条例

佐賀市都市景観条例(平成4年佐賀市条例第17号)は、佐賀市のすぐれた都市景観の創造及び保全に関して必要な事項を定めている。

同条例第4条第2項においては、「事業者は、その事業活動の実施に当っては、すぐれた都市景観の形成について必要な配慮をしなければならない。」とされている。

5)東与賀町の河川をきれいにする条例

東与賀町の河川をきれいにする条例(平成10年東与賀町条例第13号)は、東与賀町の美しく豊かな河川を保全するため、水質汚濁防止法に則り、町、町民及び事業者が一体となって河川の浄化並びに環境の保全及び美化を図ることを目的として制定されている。

同条例第5条においては、「事業者は、河川の浄化のため事業用排水の適正な処理に努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。」とされている。

6)久保田町環境美化条例

久保田町環境美化条例(平成9年久保田町条例第8号)は、町民、事業者、土地又は建物の占有者及び町が一体となって、地域の緑化、空き缶等の散乱防止並びにごみの減量化及び資源リサイクルを推進することにより、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりに資することを目的として制定されている。

同条例第5条においては、「事業者は、事業活動を行うに当たっては、町の環境美化の推進に関する施策に協力するものとする。」とされている。

7)久保田町の河川をきれいにする条例

久保田町の河川をきれいにする条例(平成9年久保田町条例第9号)は、久保田町の美しく豊かな河川を保全するため、水質汚濁防止法の精神に則り、町、町民及び事業者が一体となって河川の浄化並びに環境の保全及び美化を図ることを目的として制定されている。

同条例第5条においては、「事業活動を行っている事業者は、河川の浄化のため事業用排水の適正な処理に努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。」とされている。

8)大和町あき地等の環境保全に関する条例

大和町あき地等の環境保全に関する条例(平成元年大和町条例第19号)は、空地等に繁茂した雑草等を除去することにより、生活環境を保全し、もって健康で安全な住民生活を確保することを目的として制定されている。

同条例第3条においては、「所有者は、当該あき地等が常に管理不良な状態にならないよう努めなければならない。」とされている。

9)大和町の河川をきれいにする条例

大和町の河川をきれいにする条例(平成 10 年大和町条例第 24 号)は、大和町の美しく豊かな河川を保全するため、水質汚濁防止法に則り、町、町民、事業者が一体となって河川の浄化並びに環境の保全及び美化を図ることを目的として制定されている。

同条例第 5 条においては、事業者の責務として「事業者は、河川の浄化のため事業用排水の適正な処理に努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。」とされている。

10)富士町の河川をきれいにする条例

富士町の河川をきれいにする条例(平成 11 年富士町条例第 1 号)は、富士町の美しく豊かな河川を保全するため、水質汚濁防止法に則り、町、町民及び事業者が一体となって河川の浄化並びに環境の保全及び美化を図ることを目的として制定されている。

同条例第 5 条においては、事業者の責務として「事業者は、河川の浄化のため事業用排水の適正な処理に努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。」とされている。

11)小城町の河川をきれいにする条例

小城町の河川をきれいにする条例(平成 9 年小城町条例第 33 号)は、町民の共有財産である小城町の美しく豊かな河川を保全し、次代へ引き継いでいく責務を深く認識し、町、町民及び事業者が一体となって河川の浄化並びに環境の保全及び美化を図ることを目的として制定されている。

同条例第 5 条において、事業者の責務として「町内において事業活動を行っている事業者は、河川の浄化のため事業用排水の適正な処理に努めるとともに、町が実施する河川の浄化に関する施策に協力しなければならない。」とされている。

12)三日月町河川環境の保全及び美化に関する条例

三日月町河川環境の保全及び美化に関する条例(平成 9 年三日月町条例第 18 号)は、本町の美しく豊かな河川を保全し、次世代へ引き継いでいく責務を深く認識し、町、町民及び事業者が一体となって河川の浄化並びに環境の保全及び美化を図ることを目的として制定されている。

同条例第 5 条において、事業者の責務として「町内において事業活動を行っている事業者は、河川の浄化のために事業用排水の適正な処理に努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。」とされている。

13)三日月町地下水保全条例

三日月町地下水保全条例(平成 4 年三日月町条例第 8 号)は、地形的、地質的に水資源に乏しい三日月町において、地下水の保全と採取の適正化を図り、現在及び将来にわたり地下水の有効利用を図ること及び地下水揚水による弊害を防止することを目的として制定されている。

同条例第 4 条において、町民及び事業者の責務として「町民及び事業者は、地下水の保全についての関心を高め、町長、その他の行政機関が実施する地下水保全及び地盤沈下防止等に関する施策に協力しなければならない。」とされている。

14)脊振村村土の保全に関する要綱

脊振村村土の保全に関する要綱(平成 6 年脊振村要綱第 2 号)は、村土の総合的かつ計画的な利用を図るため、無秩序な開発の防止、自然環境及び生活環境保全並びに災害の防止等に関し、必要な事項を定めることにより、適正な環境の確保を図ることを目的として制定されている。

15)脊振村一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例

脊振村一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 49 年脊振村条例第 8 号)は、脊振村における一般廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって村民の健康で快適な生活を確保することを目的として制定されている。

16)三瀬村の河川をきれいにする条例

三瀬村の河川をきれいにする条例(平成 10 年三瀬村条例第 21 号)は、三瀬村の美しく豊かな河川を保全するため、水質汚濁防止法にのっとり、村、村民及び事業者が一体となって河川の浄化並びに環境の保全及び美化を図ることを目的として制定されている。

同条例第 5 条において、事業者の責務として「事業者は、河川浄化のため事業用排水の適正な処理に努めるとともに、村が実施する施策に協力しなければならない。」とされている。

(11) 自然公園法等に基づく地域地区の指定状況

社会的状況の調査範囲には自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づき国が指定する国立公園、国定公園はない。

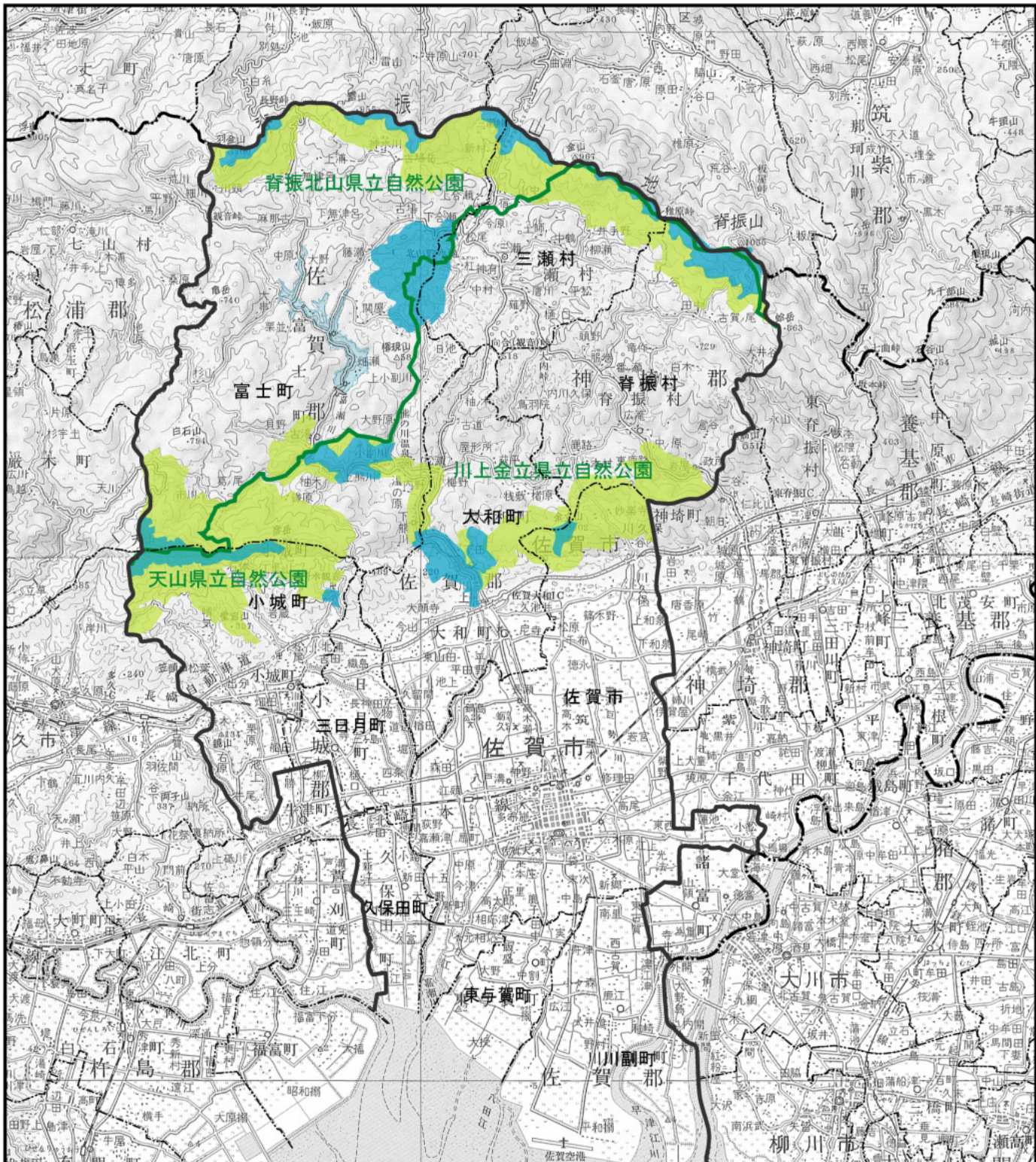
一方、社会的状況の調査範囲における佐賀県自然公園条例(昭和 30 年佐賀県条例第 50 号)に基づき県が指定する県立公園は、表 2.2.7-23 及び図 2.2.7-6 に示すとおりであり、富士町と小城町の町境付近が天山県立自然公園に、富士町、脊振村及び三瀬村の脊振山地付近が脊振北山県立自然公園に、佐賀市、大和町及び富士町の脊振山地山麓から嘉瀬川沿川が川上金立県立自然公園に指定されている。対象事業実施区域及びその周辺では、古湯地区周辺が川上金立県立自然公園に指定されている。

表 2.2.7-23 県立自然公園の指定状況

区分	名称	面積 (ha)		指定年月日	
		特別地域	普通地域		
県立	天山県立自然公園	特別地域	第 1 種	-	昭和 45 年 10 月 1 日
			第 2 種	-	
			第 3 種	567	
			合計	567	
		普通地域	4,363		
	合計	4,930			
自然公園	脊振北山県立自然公園	特別地域	第 1 種	120	昭和 50 年 12 月 12 日
			第 2 種	851	
			第 3 種	1,043	
			合計	2,014	
		普通地域	5,953		
	合計	7,967			
園	川上金立県立自然公園	特別地域	第 1 種	-	昭和 50 年 12 月 12 日 (変更) 平成 6 年 8 月 3 日
			第 2 種	-	
			第 3 種	621	
			合計	621	
		普通地域	2,400		
	合計	3,021			

- 注) 1. 第 1 種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。)
2. 第 2 種特別地域(第 1 種特別地域及び第 3 種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業についてはつとめて調整を図ることが必要な地域をいう。)
3. 第 3 種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。)
4. 普通地域(特別地域に含まれない地域をいう。)

出典:平成 14 年版 環境白書(佐賀県環境生活局環境課 平成 15 年)
佐賀県立自然公園条例(昭和 33 年佐賀県条例第 50 号)



資料:佐賀県自然公園区域図 (佐賀県観光課 平成9年3月) をもとに作成

凡例

- : ダム堤体
- : 貯水予定区域
- : 社会的状況の調査範囲
- : 県界
- : 市町村界
- : 県立自然公園(特別地域)
- : 県立自然公園(普通地域)
- : 九州自然歩道



1:200,000

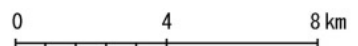


図2.2.7-6
自然公園の指定状況

(12) 自然環境保全法等に基づく地域地区等の指定状況

社会的状況の調査範囲には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づき国が指定した自然環境保全地域及び佐賀県環境の保全と創造に関する条例(平成14年佐賀県条例第48号)に基づき県が指定した自然環境保全地域はない。

(13) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく世界自然遺産登録地の指定状況

社会的状況の調査範囲には、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(平成4年条約第7号)に基づく世界自然遺産登録地の指定はない。

(14) 都市緑地保全法に基づく地域地区の指定状況

社会的状況の調査範囲には、都市緑地保全法(昭和48年法律第72号)に基づく地域地区の指定はない。

(15) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく地域地区の指定状況

社会的状況の調査範囲には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づき環境庁長官が指定する生息地等保護区はない。

(16) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等の設定状況

社会的状況の調査範囲における鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)に基づく鳥獣保護区等の設定状況は、表 2.2.7-24 及び図 2.2.7-7 に示すとおりである。

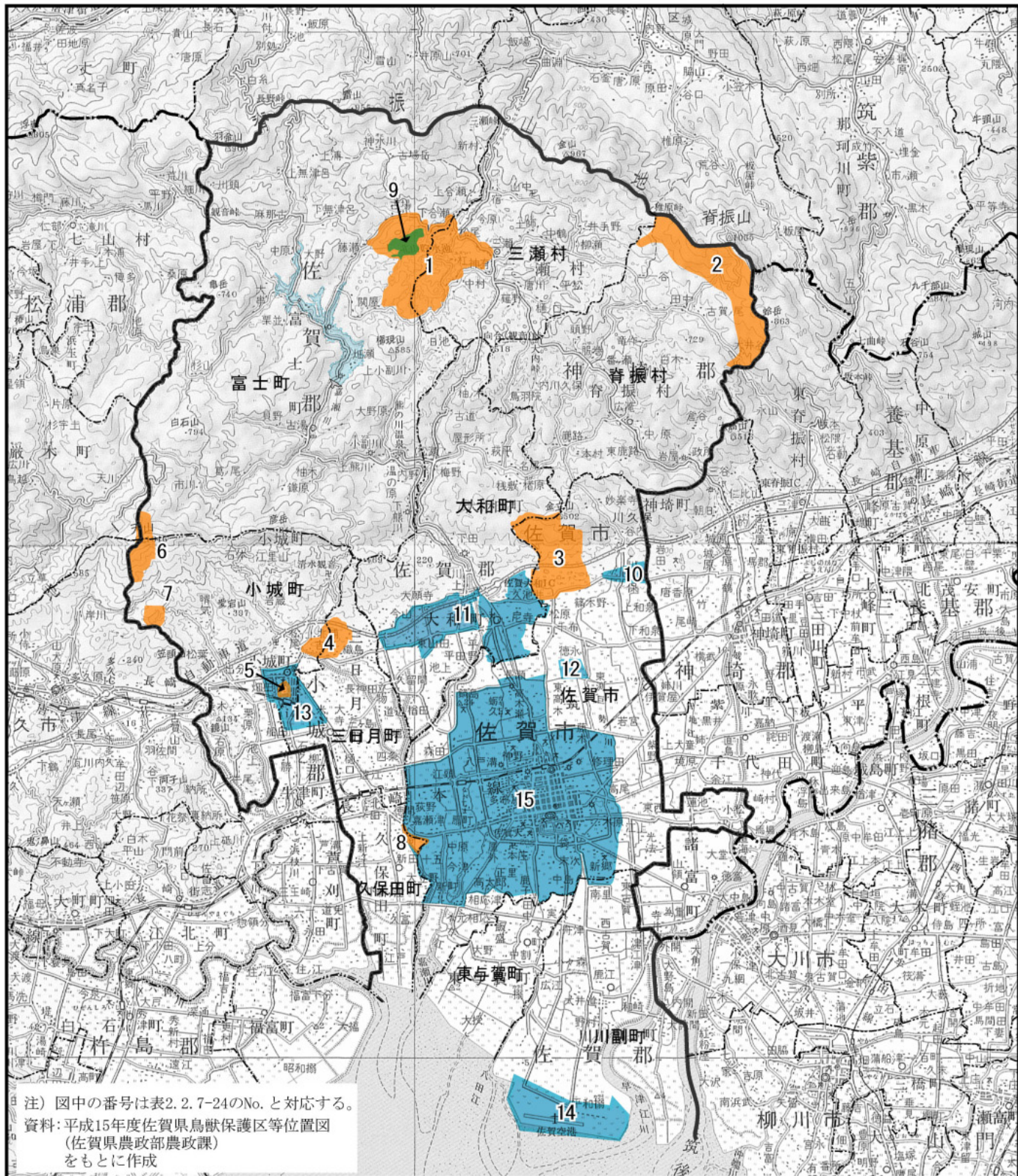
富士町に鳥獣保護区特別保護地区が設定されている他、鳥獣保護区は佐賀市、久保田町、富士町、小城町、三日月町、脊振村及び三瀬村に、銃猟禁止区域は佐賀市、川副町、大和町、小城町及び三日月町に設定されている。対象事業実施区域及びその周辺の区域には、鳥獣保護区等に指定されている区域はない。

表 2.2.7-24 鳥獣保護区等の設定状況




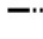

No.	区 分	名 称	主たる所在地	期 間	面積 (ha)
1	鳥獣保護区	北山ダム	富士町、三瀬村	平成 22 年 10 月 31 日	907
2		脊振山	脊振村、東脊振村	平成 25 年 10 月 31 日	1,082
3		金立	佐賀市	平成 19 年 10 月 31 日	505
4		岡本	三日月町	平成 19 年 10 月 31 日	132
5		桜岡	小城町	平成 20 年 10 月 31 日	8
6		天山	多久市、巖木町	平成 25 年 10 月 31 日	278
7		八丁ダム	小城町	平成 20 年 10 月 31 日	36
8		森林公園	佐賀市、久保田町	平成 24 年 10 月 31 日	38
9	鳥獣保護区特別鳥獣保護地区	北山ダム	富士町	平成 22 年 10 月 31 日	70
10	銃猟禁止区域	岩田久保泉	神埼町、佐賀市	平成 19 年 10 月 31 日	157
11		大和	大和町	平成 19 年 10 月 31 日	800
12		巨勢川調整池	佐賀市	平成 18 年 10 月 31 日	55
13		小城	小城町、三日月町	平成 20 年 10 月 31 日	250
14		川副	川副町	平成 20 年 10 月 31 日	527
15		佐賀	佐賀市	平成 24 年 10 月 31 日	5,212




注) は図 2.2.7-7 の番号と対応する。

出典:平成 15 年度 佐賀県鳥獣保護区等位置図(佐賀県農政部農政課)



凡例

-  : ダム堤体
-  : 貯水予定区域
-  : 社会的状況の調査範囲
-  : 県界
-  : 市町村界

-  : 鳥獣保護区
-  : 鳥獣保護区特別保護地区
-  : 銃猟禁止区域



1:200,000

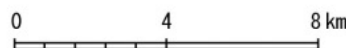


図2.2.7-7
鳥獣保護区等の設定状況